

東広島市教育委員会定例会（令和8年3月）議事録

1 日 時 令和8年3月26日（木）午後3時30分～午後4時37分

2 出席者

(1)教育長 市場教育長

(2)委員 京極教育長職務代理者、島本委員、棚橋委員、柏崎委員、正司委員

(3)事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榊原教育参与、神笠教育監、武上学校教育部次長兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹橋学事課長、西村指導課長、徳満指導課参事、今井指導課参事、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

福光生涯学習部長、神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長、大内スポーツ振興課長、手島生涯学習部次長兼文化課長、坂木青少年育成課長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長

(4)書記 信原主任、大石主任主事

3 場 所 北館2階 201会議室

4 議 題

(1)議案事項

議案第3号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第4号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

議案第5号 東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の廃止について

議案第6号 東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の廃止について

議案第7号 東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の廃止について

議案第8号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

議案第9号 史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定について

議案第10号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の廃止について

(2)報告事項

報告第10号 令和8年第1回東広島市議会定例会について

報告第11号 令和8年度予算特別委員会について

報告第12号 学校における働き方改革取組方針の改定について

(3)その他

ア 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時30分

- 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和8年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、京極教育長職務代理者と正司委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、すべて公開で行いたいと思います。また、改正の理由が同一のため、議案第5号、議案第6号、議案第7号については、説明は、一括でさせていただき、報告第11号については、事務局からの説明は割愛させていただきたいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

いかがでございましょうか。

それでは、議案第5号、議案第6号、議案第7号についての説明は一括でさせていただき、報告第11号については、質疑応答のみとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議案第3号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

- 市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第3号東広島市教育委員会公印規則の一部改正について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：それでは1ページをお願いいたします。議案第3号東広島市教育委員会公印規則の一部改正について、でございます。1の変更理由でございますが、業務執行体制の変更に係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものでございます。2の改正案でございますが、2ページをお願いいたします。

表の下線で示すように改正するものでございます。東広島市総務部DX推進監を情報管理担当課長に改正するものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第3号東広島市教育委員会公印規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 市場教育長：なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第4号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権

限規程の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第4号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部長兼教育総務課長：3ページをお願いいたします。議案第4号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について、でございます。1の提案理由でございますが、東広島市文書事務取扱規程の一部改正により、東広島市告示について総務部総務課の審査を要しないこととなったことに合わせて、東広島市教育委員会告示に係る学校教育部教育総務課の審査及び総務部総務課の合議の取扱いを変更するとともに、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものでございます。2の改正案でございますが、5ページをお願いいたします。

表の下線で示すところを改正するものでございます。まず文書の審査につきまして、告示案を削るものでございます。続きまして、同じように告示を削る改正となります。その下第2条でございますが、東広島市教育委員会事務局職務権限規程ですが、同じように表の下線で示すところを改正するものでございます。まず総務課長を文書法務担当課長に、7ページでございます。政策企画部長と総合政策課長を経営戦略担当部長と総合政策担当課長に改正いたします。8ページをお願いいたします。同じように総務課長を文書法務担当課長に改正するものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの議案第4号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第5号 東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の廃止について

議案第6号 東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の廃止について

議案第7号 東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する

する告示の廃止について

- 市場教育長：次に、議案第5号東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の廃止について、議案第6号東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の廃止について、議案第7号東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の廃止について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部長兼教育総務課長：9ページをお願いいたします。市長部局の規則等が廃止されること等に合わせて、東広島市教育委員会規則等に定められる各様式の規定に係る特例を廃止するため、関連する規則、これが第5号、訓令、これが第6号、告示が第7号になりますが、これらを廃止しようとするものでございます。それぞれ様式中の「殿」の規定を「様」の規定に、様式中の「平成」の規定を「令和」の規定に読み替える特例を定めているものがございますが、読み替えの対象となる「殿」と「平成」の規定が教育委員会の例規からなくなっているため、不要となった読み替えの特例を廃止しようとするものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。なければ、議案第5号東広島市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会規則の様式の特例に関する規則の廃止について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第6号東広島市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会訓令の様式の特例に関する訓令の廃止について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第7号東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の廃止について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第8号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第8号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部

改正について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 西村指導課長：資料17ページをご覧ください。東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めようとするものでございます。

1 提案理由についてです。人事院規則の改正により、特別休暇について、「子の看護休暇」に係る対象年齢の拡大及び、特別休暇のうち、現行では無給の休暇とされている「保育時間」、「子の看護等休暇」、「短期介護休暇」、「骨髄等ドナー休暇」が有給化されるため、この議案を提出するものです。3 施行期日は、令和8年4月1日からでございます。

2 改正案についてでございます。資料18ページをご覧ください。東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則第14条第1項第11号中の、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初に3月31日までの間にある子」に改正するものであります。

また、第14条第2項、「前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までは無給とする」を、「前項第1号から第11号まで、第14号及び第17号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第12号、第13号、第15号及び第16号は無給とする」に改正するものでございます。施行日は令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第8号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 島本委員：外国語指導助手の方にとっていいことだと思います。これは全国的な動きでしょうか。県内の他市町でも4月から施行されるのでしょうか。
- 西村指導課長：全国で一律で案として毎年示され、今回は人事院規則の改正に合わせて行っております。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第9号 史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定について

- 市場教育長：次に、議案第9号史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 手島生涯学習部次長兼文化課長：議案第9号史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定について、ご説明いたします。資料20ページをご覧ください。1の提案理由でございます。本規則案は、本年第1回市議会定例会において、附属機関の設置に関する条例の一部改正が可決され、新たに附属機関に史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会が加えられたことから、その所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。2の制定案は22ページからの第1条か

ら第9条までとなっております。第2条にございますとおり、この策定委員会の所掌事務は、西条酒蔵群の保存活用計画の策定に関する事、西条酒蔵群の保存管理及び整備活用に関する事などでございます。史跡西条酒蔵群保存活用計画は、令和8年度から令和9年度にかけ策定していくこととしております。西条酒蔵群を将来にわたって守り、活かしていくため、現在の保存状態や管理の状況、今後の課題を整理した上で、必要となる修理や整備、活用の方法を計画的に定めるものでございます。特に西条酒蔵群は稼働中の酒蔵施設が多く含まれることから、文化財としての適切な保存、活用と企業活動の両立を図ることができるよう、設備改修や煙突等の保存修理に係る現行変更基準等を定めてまいります。本規則の施行は令和8年4月1日からとしております。史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定についての説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第9号史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会規則の制定について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 島本委員：委員会の委員は8人以内で組織されるとありますが、どんな人がなられるのでしょうか。

○ 手島生涯学習部次長兼文化課長：具体的には今後選定していくこととなると思いますが、考古学、日本史、建築史、都市計画、こういった分野の研究者に加えまして、建物の保存修理等がございますので、それらの専門的な知識を有した建築士などを想定しています。

○ 京極教育長職務代理者：保存活用の地域は賀茂鶴さん以外の例えば西條鶴さんなども対象になるのでしょうか。

○ 手島生涯学習部次長兼文化課長：西条駅前でございます7歳すべてを対象として検討したいと考えています。

○ 京極教育長職務代理者：ありがとうございます。やはり全体で考えた方がよいと思います。

○ 市場教育長：ほかにはありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第10号 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の廃止について

○ 市場教育長：次に、議案第10号東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の廃止について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

○ 手島生涯学習部次長兼文化課長：議案第10号東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の廃止についてご説明申し上げます。資料は25ページでございます。1の提案理由について、でございます。東広島市文化財保存活用地域計画につきましては昨年7月に文化庁の認定を受けたところでございます。これに伴いこの地域計画の策定主体でありました東広島市歴史文化基本構想策定委員会の所掌事務がすべ

て完了いたしましたので、この委員会規則を廃止するものでございます。2の制定案は27ページのとおりでございます。3の施行期日は令和8年4月1日としております。議案第10号の説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第10号東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の廃止について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第10号 令和8年度第1回東広島市議会定例会について

○ 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。報告第10号令和8年度第1回東広島市議会定例会について、説明をお願いいたします。

○ 片岡学校教育部長：それでは、報告事項の1ページをお願いいたします。令和8年第1回東広島市議会定例会についてご報告いたします。本定例会は、2月12日から3月19日まで開催され、教育委員会関係では損害賠償額の専決処分に関する報告のほか、指定管理者の指定、補正予算及び令和8年度当初予算案を提出し、いずれも原案どおり可決されました。次に学校教育部関係の主な質疑について概要をご説明いたします。質問が大変多くございましたので、いくつか説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。創志会上田議員から、令和8年度予算編成に関連し、次世代学園都市ゾーンの形成、とりわけ国際教育の取組や、インターナショナルスクールの誘致の考え方、また、今後の進め方や情報発信のあり方について、質問がありました。これに対しまして、国際的な産業や学術研究機関の人材を呼び込むためには、質の高い教育環境の整備が重要であるとの認識の元、国際教育に関する調査・検討を進めるとお答えをしています。具体的には、国際教育の取組を、1つ目として、外国につながる児童生徒への日本語指導など、学習環境を支える支援の充実。2つ目として、海外の大学への進学を見据えた教育を行うインターナショナルスクールの誘致。3つ目として、小中学校における英語を活用した国際教育の在り方を研究する取組。この3つの方向性で整理していることを説明しました。また、これらの取組については、具体的な期限は設けていないものの、令和8年度は広島大学とも連携し、先進事例の調査やカリキュラムの研究を進め、取組の具体化を図っていくと答弁しております。

続いて9ページをお願いいたします。市民クラブの景山議員から、部活動の地域連携及び地域展開に関する国の方針に対する本市の考え方、併せて部活動指導員の在り方について質問がありました。これに対しまして、令和7年12月に国が策定したガイドラインにおいて、令和8年度から13年度までを改革実行期間とし、この期間内に原則全ての学校部活動で休日の地域展開の実現を目指す方針が示されていることを説明しました。本市としてもこの国の方針を踏まえ、令和10年度

中に休日の学校部活動の地域展開の実現を目指すこと、また、すべての部活動を対象に、学校や地域団体等と連携しながら取組を進めていくとお答えしております。併せて、地域の受け皿となるクラブについては、安全管理等を確認する認定地域クラブの基準を今後整理していくこと、平日の部活動については、当面は学校での実施を継続する方針を答弁しております。次に、部活動指導員につきましては、教員の働き方改革や、部活動の質の向上に資する重要な役割を担う一方で、現時点で学校部活動の指導をすべて部活動指導員に置き換えることは、現実的には困難であり、当面は、教員と部活動指導員が役割分担し、連携して指導に当たることが重要であるとお答えしております。今後は学校部活動の地域展開の推進方針の策定を進め、学校と地域が連携して生徒の活動を支える持続可能な体制づくりに取り組んでいくと答弁しております。

続いて13ページをお願いいたします。未来の風の鈴木議員から、新年度予算に関連し、自由進度学習の市内への普及の考え方及び不登校児童生徒への支援の拡充内容について質問がありました。まず、自由進度学習は、「個別最適な学び」を具体化する学習手法の一つであり、児童生徒が自ら学び方を選択することで、主体性や学習意欲の向上が期待されているものであると説明いたしました。本市では、これまで全教職員を対象とした研修を実施してきたほか、西条小学校や風早小学校における実践を通じてその成果を市内に広げていること、また、指導主事の派遣や学校経営アドバイザー、ICT支援員、スクール・サポート・スタッフ等による伴走型の支援体制を整えて、教員の負担軽減とスキルアップの両立を張っていることをお答えしました。次に不登校支援につきましては、これまでスペシャルサポートルームの整備や、学校内外の居場所づくりなど、段階的に支援を拡充してきたことを説明しました。令和8年度においては、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、家庭や福祉、医療等と連携しながら長期かつ丁寧な支援を行う体制を強化すること、併せて民間団体やフリースクール等との連携を進め、多様な学びの選択肢を確保していくことを説明しています。また保護者が必要な支援に迷わずたどり着けるよう、相談窓口や居場所を整理したリーフレットを作成し、情報提供の改善に取り組むことについても答弁しております。

16ページをお願いいたします。同じく未来の風の鈴木議員から、コミュニティ・スクールの取組状況と今後の支援のあり方、併せて、学校給食の無償化後の給食の質や地産地消への影響について質問がありました。まずコミュニティ・スクールについては本市では学校と地域が協働し、子どもの成長を支えるとともに、地域のつながりを再構築する取組として位置付けていることを説明しました。これまでの取組により、各校で特色ある実践が進む一方、地域の実情や学校規模等により取組状況に差が生じていることから、学校ごとの課題に応じた伴走型支援を継続して行っていくとお答えしております。併せて、新年度に新規事業として計上したコミュニティ・スクール・シンポジウムについては、学校や地域からの「他地域の取組みを学びたい」「連携のヒントを得たい」といった声を踏まえ、

教育委員会が企画したものであり、シンポジウムとその後の情報交換、学校訪問等を連動させることで、全体的な学びの共有と個別支援の充実を図っていくとしております。次に学校給食費の無償化については、無償化によって給食の質を下げる考え方はなく、従来と同水準の給食を提供するために必要な経費を確保した上で実施すると説明しました。国の補助制度を活用しても不足する経費につきましては、市が独自に必要な財源を確保し、質の維持を最優先に対応するとお答えしております。また、学校給食は食育の重要な教材であることから、地産地消の方針は、無償化後も変更せず、市内産農産物の優先活用を継続すること、さらに、産業部と連携し生産者との情報共有を通じて安定した供給体制の構築を進めていくことを答弁しております。

22ページをお願いします。谷議員から、令和8年度予算案に関連し、子育て支援の充実、とりわけ学校給食費の無償化の実施時期や今後の対応方針について質問がありました。これに対しまして、小学校給食費の無償化については、国が創設する給食費負担軽減交付金等を活用し、令和8年4月から給食提供を行うとお答えしております。仮に国の予算成立や通達が遅れる場合であっても、給食提供自体は4月から実施し、その場合自治体に過度な財政的負担が生じないよう、国に対して適切な措置を求めていくとお答えしております。また、今後の物価高騰への対応といたしましては、物価動向を適宜点検し、必要に応じて国に追加支援を要望するなど、適切に対応していくことを説明しております。中学校の給食費につきましては、これまでどおり1食280円の保護者負担額を据え置き、不足分を市が補助する措置を継続すること、併せて、中学校給食費の無償化については国の責任において実施されるべきものとして引き続き国に対して要望していくことを説明しました。

24ページをお願いいたします。同じく谷議員から、広島県教育委員会が示した県立高校再編方針に関連し、河内高校及び賀茂高校統合計画に対する本市の対応や、県への要望内容について質問がありました。これに対しましては、本年2月13日に市長が広島県庁を訪問し、県知事、県教育委員会教育長、県議会議長に対して直接要望を行ったことを説明しております。要望の主な内容としましては、第1に、河内高校及び賀茂高校は、長い歴史と伝統を有し、地域産業を支える人材育成や進学実績の面で、本市にとって極めて重要な教育資源であること。第2に、人口減少対策や子育て世帯の定住促進の観点から、地域に複数の進学先が存在することが重要であり、高校再編は地域の人口動向やまちづくりに大きな影響を与えること。第3に学園都市としての本市の魅力は、大学のみならず、地域に根ざした多様な県立高校があつてこそ発揮されるものであること。こうした点を挙げ、県に対して極めて丁寧かつ慎重な検討を強く求めたとお答えしております。また、要望に対する県教育委員会の反応としては、「市からの意見を重く受け止め、しっかり検討する」との回答があつたことを説明しております。さらに、呉市や尾道市の一部高校が再編計画から保留となった点については、本市と

しても問題意識を共有しており、県市長会の場合などを通じて、県全体の課題として意見表明を行っていることを説明しました。以上が令和8年第1回市議会定例会における学校教育関係の主な内容でございます。説明員を交代します。

- 福光生涯学習部長：私からは、質問された内容のうち、新年度に新規事業として開始する事業について質問いただいた点を中心に説明させていただきます。

27ページをお願いします。創志会上田議員からは、来年度新規で始める生涯学習フェスティバルと健康福祉まつりを統合した新たなイベントについて、質問がありました。質問の概要は、統合の背景、これまでのイベントとの違い、そして予算縮小の効果について伺う、というものでした。答弁といたしましては、統合することによって、多様な学びから生じた意識の変化を、自然な形で行動変容につなげ、学ぶだけでなく学ぶ人が活動する人になり、活動する人が学ぶ人に伝えるという「学びと活動が行き交う場」として発展させることで、地域共生社会の実現に資するイベントとなるとお答えしました。予算の縮減について問われた件につきましては、重複コストの解消と運営の効率化を図る、そして開催日程をこれまで生涯学習フェスティバルは2日間開催しておりましたが、それを1日に短縮するものの、芸術文化ホールくららを中心に、これまでではしていなかった黒瀬、豊栄、安芸津の各生涯学習センターでの同時開催も検討していくということ、日程は1日に短くなるものの面として広がっていく旨を答弁しております。続きまして、同じく創志会上田議員から図書館について質問がありました。図書館の指定管理者が変わりましたが市として打ち出したWell-being Libraryの推進において、指定管理者はこれらの実現にどのような提案をし、どの点が評価されたのかという質問でございました。答弁といたしましては、社会教育の専門職員による地域連携の強化、そして、保健福祉の専門人材によるサービスの包摂性の向上、カフェや地域商材の販売など図書館の魅力を向上させる自主事業などの提案があった旨、Well-being Libraryの実現に向けましては、指定管理者のみに委ねることなく、市が主体的に運営方針や目標を設定し、指定管理のモニタリングと評価・改善のサイクルを徹底することにより、取組の実効性を着実に高めていくと答弁いたしました。

続きまして32ページをお願いいたします。市民クラブ景山議員からの質問で、先ほどの議題にもありました、史跡西条酒蔵群保存活用計画について質問がありましたのでその点について説明をさせていただきます。こちらは当初の質問ではなく再質問だったのですけれども、史跡西条酒蔵群保存活用計画策定委員会が附属機関として設置されようとしているが、酒蔵通りの周辺開発は文化的と観光的要素のどちらを優先させるのかという質問でしたが、西条酒蔵群を将来にわたり守り、活かしていくために、現在の保存状態や管理の状況、今後の課題を整理した上で、必要となる修理や整備、活用の方法を計画的に定めるもので、西条酒蔵群の史跡指定を目指すために必要な計画であること、観光と保存を好循環させていくための計画であることを答弁いたしました。

続きまして、35ページをお願いいたします。未来の風の鈴木議員から新規事業として、「地域まるごと探求ラボ」を始めますけれども、これまでの「ゆーすふる・チャレンジャー」との違いは何か、「探求」というプロセスを通じて、子どもたちの中に具体的にどのような変化や成長が生まれるのかという質問でございました。まず「ゆーすふる・チャレンジャー」との違いですけれども、「ゆーすふる・チャレンジャー」は青少年の主体性を育むことを目的とした講座であり、中高生自身による小学生向けイベントの企画・運営を支援するものでございました。しかし、講座修了後に、実際の地域や社会の中で自らの力を試し、活動を継続していく場へ十分につながり切れていないという課題がありましたので、これを踏まえて、新年度から始める「地域まるごと探求ラボ」は、「ゆーすふる・チャレンジャー」の「学ぶ場」としての機能は継続しつつ、それに加えて、その学びを地域という「実践する場」へとつなげ、「学ぶ場」と「実践する場」そしてそれらを「支える人」を、切れ目なく一体的に運用する事業であると説明いたしました。また、「探求」を通じた子どもたちの変化はどのようなのかという質問に対しまして、中高生は、正解のない課題に向き合う中で、うまくいった経験だけでなく、失敗からも学ぶ力を身につける、仲間や地域の方々との協働を通じて、自分の行動が誰かの役に立つという実感や、地域や社会を「共に創る場」として捉える視点が育まれる、経験の積み重ねが自信となり、やがて地域を支える担い手としての成長につながるものと期待していると答弁しております。簡単ですが、説明は以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 京極教育長職務代理者：先ほど生涯学習フェスティバルの件がありました。1日になることは別にして、Well-beingに対応する色々な活動をされていますよね。生涯学習フェスティバルのときに、タレントさんと呼ぶのもいいですが、そういった場でシンポジウムをすとか、先ほど片岡部長もおっしゃっていたコミュニティ・スクールのシンポジウムのようなものを人が集まる時にしたら、聴く人も増えるのではないかと個人的には思うのですが、いかがでしょうか。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：今回Well-beingフェスティバルということで、基本的には今の健康福祉まつりと生涯学習フェスティバルとを統合していくという考えでございます。多く的人数が集まる中で、どういったメニューをしていくのか、まず柱を決めていこうと本日も午前中に担当者と話をしていたのですが、そういったご意見も踏まえながら、今後しっかりとメニューを検討してまいりたいと考えております。
- 京極教育長職務代理者：やはり人がたくさん集まるようなときにした方が、担当されている部門だけでなく多くの方に周知できるのかなと。そういった場を活かして連携をとられた方がよいと思いました。
- 島本委員：コミュニティ・スクールのことですがけれども、どうしても課題があるとい

うのはいつも言われていることですが、うまくいっている事例があったら、教えてください。

- 神笠教育監：コミュニティ・スクールがうまく機能しているところは、やはり学校運営協議会の中で子どもたちのために何ができるかということの共通認識の元で熟議が行われていることがまず一つです。そしてそれを具体化、実働するための組織、地域によっては住民自治協議会とうまく連携しているところはうまく展開していると思います。しかし地域によって実態もちがいますので、そういった温度差、熟度を上げるように意識をそろえていくという点からも今回シンポジウムを開催することとしております。
- 島本委員：たくさん学校がありますので、一律にするのはできないし、逆に特色がある方がよいですね。やはり校長先生のリーダーシップなどにもよるかなと思いますが、シンポジウムがヒントになったり元気になったりするものになるといいなと思います。
- 棚橋委員：資料の35ページから36ページにかけての部分の内容でお尋ねしたいと思います。鈴木議員からのご質問の中で探求のどんなプロセスの中でどんな力がつくのかという質問があって、36ページのところで、「探求」とは、自ら問いを立て、その答えを見つけようと深く調べたり、考えたりする学びの姿勢や行動のことで、という答弁のとおりだと思います。「探求」は指導要領でも重要だと言われているのは学校現場でも理解されているところでしょう。ただ重要なことは、単に子どもの自身の問いを立ててやっていけばいいのではなく、問いを立てるときには必ず、指導要領でも、探求の出発点として問いを立てることができる道具となるような、知識や技能もきちんとしなければならない。概念という言葉で呼ばれているところですけど。だから、ただ子どもが地域の中で問題を見つけ出して、子どもなりに解決するというだけでは、ある意味戦後の出発点で躓いたところと似たような状況となって、やはり地域の中にどういう問題があるのかを見出すための武器となるような体系的な知識をどこかで付けないといけないと思いますね。何かこの探究活動をする前提として、或いは途中ででも、そういった子どもにレクチャーする場があるのか、それともただ子どもが普段の日常生活の中で気が付いた問題をすればいいのか。おそらく後者ではないと思うので、そのあたりがどうなっているのか教えていただけますか。
- 坂木青少年育成課長：このプログラムにつきましては、一番初めに子どもたちに自分の意見をいう、相手の意見をきくことからレクチャーするプログラムになっています。来年度、地域課題を見つけていくところはしっかり練っていかないといけないと思うのですけれども、今年度は対話をするということ、協働することのレクチャーと実践を取り組みました。大きなテーマとして子どもの居場所をどのように捉えて実現していくかということを提示させていただいて、1年間のプログラムを行ってきました。今後地域展開するに当たって、おっしゃるとおり地域課題をどう見つけるかが重要になってくると思います。実際のところ、来年度は東

広島市教育文化振興事業団と連携していこうとしています。今東広島市教育文化振興事業団が地域の学び推進をさせていただいているので、連動しながら、子どもたちに気づいてもらう仕掛け、というのが必要になってくると思いますので、東広島市教育文化振興事業団の社会教育士さんと協力してプログラムを組んでいきたいと考えております。

- 棚橋委員：今おっしゃった子どもに気づいてもらう仕掛け、というのがキーワードとして非常に大事だと思いますので、今後に期待したいです。
- 柏崎委員：給食費無償化に対する感想です。物価高の中でたくさんの方が工夫をしてくださって、栄養も考えられて地元の食材を使った温かい食事が提供されることは本当にすごいことだと思います。無償化は保護者としてはありがたいですけれども、昔から自分の食い扶持は自分で稼ぐということばもありますし、無償で提供してもらうことを当たり前と思ってはいけなと感じます。自立や責任といった面では、保護者も含めて改めて考える必要があると思いました。給食なので栄養面に目が行きがちですが、生産者の方、給食センターの方、給食を運んでくれる運送会社の方、様々な方が関わって、温かい給食が食べられるのだということ、お金がかかっていることを子どもたちだけではなく、保護者もちゃんと知っていることが大事な食育かと思います。ぜひそういった情報も広めていただきたいです。
- 鷹橋学事課長：極めて大切なご意見をいただいたと思います。感謝の気持ちというのは食育を通じて感じるべきことであり、無償化でもなくなることがないように気を引き締めてがんばりたいと思います。
- 京極教育長職務代理者：先ほどの棚橋委員と同じ部分で、探求ラボは発表の場はあるのでしょうか。
- 坂木青少年育成課長：今年度につきましては、子どもたちの居場所づくりをテーマとしましたので、人が集まる商業施設の一部をお借りして行ったり、駅前の民間のフリースペースなどを借りて行ったりしました。また、その成果を子どもたち同士で発表しあう会も実施しました。来年度につきましてもアウトプットの機会は必ず設定したいと思います。
- 京極教育長職務代理者：できるだけたくさんの方が集まるようなところで発表させてあげた方が、やる気も起こるでしょうし、それが成果だとも思いますので、人数が集まる場所でしてもらいたいと思います。
- 棚橋委員：32ページから38ページのところで、西条の酒蔵群について文化財としての価値と観光資源としての価値のどちらを優先するのかという質問があって、答弁としては両方あって初めて成り立つのだという内容で、そのとおりだと思います。今ご存じのとおり、博物館等も保存と同時にそれを観光資源として使うことが国としても推奨されていて、自分で稼げる博物館になるようにという風潮にあります。それも間違いではないと思います。ただ、例えば文化財としての価値が失われたら観光資源としての価値も一気に失われるのであって、ただの古い建

物、ただの珍しい建物というだけでは、観光資源として成り立たないと思いますね。ですからやはり観光資源として成り立たせるためには、文化財としての価値を維持強化していくということが重要なことだと思うので、どちらが優先されるというものでは必ずしもないと思います。特に本市の酒蔵群はそれがなぜ文化財として重要なのかということを中心に整理しておかないと観光資源としては弱体化していく懸念すらあると思います。今の姿勢のとおりですけれども、やはり文化財としての酒蔵を大事にするのは前提として維持してほしいと思います。

- 島本委員：8ページですけれども、東広島市公園整備アクションプランとありますが、東広島市の公園というのはどこになりますか。
- 片岡学校教育部長：直接の担当部署ではないので正確でないかもしれませんが、一番多いのは児童公園だと思います。そういったものを含めて市の公園です。運動公園のような大きなものもありますが、住宅地の中にあるような小さなものも含めてアクションプランを策定していると思います。
- 島本委員：住宅の会社が作っているような公園も入るということですかね。事故があったときの責任なども関わってきますかね。そのうち教えてください。
- 市場教育長：調べてまた後日お伝えします。
- 島本委員：12ページです。スマートフォンのことで、東広島市では一律に禁止はしないと答えていらっしゃいますが、今とても心配なところで、学校でも安全教室やPTAの講演会などしていると思いますが、方策を教えてください。
- 徳満指導課参事：スマートフォンの活用に関してはやはり心配な面が多くあるかと思っております。そういった中で、防犯教室やPTAの講演会を実施しておりますが、子どもたちに関しては、まず情報モラル教育を重点化することが必要であろうと考えております。そういった意味で本市ではポータルサイトを作成しておりますので、そこで学ぶことができる取組を行っておりますし、道徳の授業での学習も進めているところです。
- 島本委員：ぜひ保護者も含めてがんばっていただきたいです。18ページの選挙の投票率を上げるアイデアについて、孫もまなぶちゃんシールを貼ってもらって喜んでいました。家族で行って投票を経験するのはいいことだと思いますので、こういったアイデアはどんどん出してほしいです。最後に35ページにコウノトリが電線に引っかかった事故がのっていましたが、これはどこであったのですか。
- 手島生涯学習部次長兼文化課長：高屋のレンコンを生産されているところの防鳥ネットに引っかかっていたものを保護して、最終的には黒瀬に放鳥しまして、自然治癒してどこかに飛んで行ったようです。
- 柏崎委員：24ページの高校再編についてです。今の公立高校入試が1校のみ出願ということが基本なので、不合格だったときにどうしようかというリスクが高くて、この状況でさらに学校が減って選択肢が減ると1つ上の学校にがんばってチャレンジしてみようかなということも躊躇ってしまう子も増えるのではないということに心配の声がPTAや保護者でも上がっています。大規模校に馴染めない子や

経済的に私立に行く余裕がない子にとって小規模校が受け皿になっている面もあると思います。少子化の問題や職員確保の問題もわかるのですが、学校の規模に関わらず、子どもたちが安心してチャレンジしたいと思えるような県立高校になって欲しいなと思うので、東広島市でも、すでにされているのですが、慎重な検討をさらに求めてほしいです。

- 市場教育長：ほかにはありませんか。よろしいでしょうか。

報告第11号 令和8年度予算特別委員会について

- 市場教育長：次に、報告第11号 令和8年度予算特別委員会について、事務局からの説明は割愛させていただきますが、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

報告第12号 学校における働き方改革取組方針の改定について

- 市場教育長：次に、報告第12号学校における働き方改革取組方針の改定について、説明をお願いいたします。
- 神笠教育監：報告第12号学校における働き方改革取組方針の改定について、ご報告します。48ページをご覧ください。この資料は、報告第12号参考資料の概要版でございます。この取組方針は令和元年に策定し、この度国の給与法の改正や、県の方針を踏まえまして改定するものでございます。それでは資料の1にあります本方針の趣旨ですが、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い学びと持続可能な学校運営を目指すことを第一の目的としています。併せて、教育職員の働きやすさと働きがいの両立を図ることとしています。2の本市の教育職員の状況です。法律で上限とされる月45時間を下回る割合は、表の中ほどにありますように、小学校で59.8%、中学校で53.4%、年360時間以下の割合は、小学校で44.5%、中学校で39.2%と、改善の余地がある状況です。一方表の下にある「働きがいがある」「働きやすい職場である」と意識については、9割近くの教育職員が肯定的に回答をしております。課題といたしましては、年々時間外在校等時間が減少傾向にはあるものの、なお月80時間を超える教員も一定数いることや、学校間格差が挙げられます。これらを踏まえ、4の目標として、月45時間、年360時間以下の達成率を100%にすること、月80時間超えを0にすること、また「仕事にやりがいがある」と答える教員の割合を100%にし、高ストレス者の割合を10%以下にすることを目標として掲げています。これらの目標は国及び県の方針とも整合したものでございます。5の取組内容ですが、国の示す業務の3分類に基づいて整理しています。全部で16の項目がありますが、主な取組について説明をします。まず、ア学校以外が担うべき業務について、49ページ⑤をご覧ください。学校だけでは対応が困難な事案が増えていることから、教育委員会や警察、法務相談など専門機関と連携し、学校外の機関も一緒になって対応できるようにして、学校にも提示してまいります。

次にイ教師以外が積極的に参画すべき業務について、⑨と⑫をご覧ください。学

校プールの民間活用の段階的な導入の可能性についての検討、また、部活動の地域展開を進め、令和10年度中の休日における部活動の移行を目指してまいります。さらに、ウ教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務について、⑩をご覧ください。不登校等の児童生徒、発達障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒など、支援が必要な児童生徒への対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働体制を充実させ、支援者派遣や支援場所の設置による個に応じた支援を引き続き進めてまいります。(2)の学校における措置の推進としては、3つ目にありますように、今後生成AIに関するガイドラインを作成し、ICT支援員による伴走支援を行うことで業務の効率化を加速させてまいります。加えて(3)の教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組として、4つ目にありますように、長期休業中のテレワークの導入について、令和8年度中に検討することとしています。最後に、今後のフォローアップでございます。毎年度ごとに、教育委員会会議や総合教育会議で報告し、必要に応じて学校への聞き取りや、指導を行ってまいります。また、本方針の実現には、地域や保護者の皆様のご理解と協力が不可欠でございます。参考資料の15ページにもお示ししていますが、広報チラシなども活用しながら、地域や保護者との協力体制をさらに強化してまいります。報告の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 棚橋委員：これは今後4年間この方針でやっていくと捉えてよろしいでしょうか。
- 神笠教育監：4年間かけて目標を目指す方針でございます。
- 棚橋委員：どれももっともだと思えます。例えば学校の電話に録音機能を付けるとか。予算さえ付けばすぐにでもできるものから一刻も早く目に見えるかたちで行っていくことは先生の安心感にもつながると思えますので、できるものからどんどん進める工夫をしていただきたいと思います。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

その他ア 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：4月は23日木曜日15時から、北館会議室201でお願いしたいと思えます。5月は、28日木曜日15時からでお願いしたいと思えます。説明は以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございました。
それでは次回は、4月23日木曜日15時から、北館会議室201で決定いたします。
次々回は、5月28日木曜日15時から、をご提案いたしました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしくお願いいたします。

その他、事務局からありますか。

その他、委員の皆様からございますか。

○ 市場教育長：以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、以上で会議を閉会いたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時37分

上記の会議録は、相違ないことを認めます。